全日本病院協会　医療行政情報
https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

全日本病院協会
医療行政情報

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　御 中

← 厚生労働省　老健局　高齢者支援課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

令和７年度 介護サービス相談員派遣等事業
全国説明会
開催のご案内
計６枚（本紙を除く）

Vol.１４２１

令和７年９月 17 日

厚生労働省　老健局　高齢者支援課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線 ３９２６）
FAX：03-3595-3670

事　務　連　絡
令和７年９月 17 日

都道府県老人福祉所管課（室）
各　　御中
市区町村老人福祉所管課（室）

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和７年度 介護サービス相談員派遣等事業 全国説明会 開催のご案内

厚生労働行政の推進については、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

既にご承知のとおり、平成 12 年度の介護保険制度施行を契機に、介護サービスの利用が、行政による「措置」から、利用者とサービス提供事業者との「契約」に移行しました。

これを受けて、利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に、厚生労働省では「介護サービス相談員派遣等事業」を創設しました。また、令和２年度に介護サービス相談員研修の体系の見直しや、地域医療介護総合確保基金による研修費用への助成を行う等、介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等でのサービスの質を向上させる観点から、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を派遣先として追加することにより制度の充実を図ったところです。

この度、令和７年度老人保健健康増進等事業において「介護サービス相談員の積極的な活用に向けた調査研究事業」を実施しており、実施団体の特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構が「令和７年度 介護サービス相談員派遣等事業 全国説明会」を別添のとおり開催するとの情報提供がありました。

つきましては、市区町村におかれましては、介護サービス相談員派遣等事業の活用に向けて積極的な受講をお願いいたします。また、都道府県におかれましても、管内市区町村における利用者の権利擁護・サービスの質的向上が促進されるよう、市区町村に対しての受講勧奨及び積極的な受講をお願いいたします。

令和７年９月 16 日

市区町村 介護保険担当課
都道府県 介護保険担当課

特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構
介護サービス相談・地域づくり連絡会
代表　菅原　弘子
（印省略）

令和７年度 介護サービス相談員派遣等事業 全国説明会 開催のご案内

介護サービス相談･地域づくり連絡会の活動につきまして、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当会では、全国の市区町村、都道府県の介護保険担当課を対象とした表題説明会を企画しましたので、ご案内いたします。本説明会は、昨年度まで市町村の介護サービス相談員派遣等事業、都道府県の介護サービス相談員養成研修等事業の担当者を対象に実施していた「事務局担当者研修※」を、すべての地方自治体を対象に広げて実施するものです。事業の概要につきましては別紙をご参照ください。

※「都道府県 介護サービス相談員養成研修等事業担当者研修」「市町村 介護サービス相談員派遣等事業事務局担当者研修」

本事業の未実施自治体におかれましては、事業を知っていただく絶好の機会となりますので、この機会に是非ともご参加いただき、事業実施の検討をいただきますようお願い申し上げます。

当会ホームページの『お知らせ』に「開催のご案内」を掲載しております。参加をご希望の際は、専用申込フォームよりお申込みください。

宜しくお願い申し上げます。

送付内容

・開催概要
・予定プログラム
・介護サービス相談員派遣等事業の概要

【問合せ】
特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構
介護サービス相談・地域づくり連絡会（担当：平良、北村）
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス４階
TEL：03−3266−9340　　FAX：03−3266−0223
メール：sodanin@net.email.ne.jp　ＨＰ：https://www.kaigosodan.com/

令和７年度 介護サービス相談員派遣等事業 全国説明会※
開 催 概 要

※昨年度までの旧称「市町村 介護サービス相談員派遣等事業事務局担当者研修」「都道府県 介護サービス相談員養成研修等事業担当者研修」

１．参加対象
① 市区町村の介護保険担当職員
② 都道府県の介護保険担当職員
③ すでに介護サービス相談員派遣等事業を実施している市区町村の事務局担当者等及び 都道府県の介護サービス相談員養成研修等事業担当者

２．日　　時
令和７年 10 月 28 日（火） 14：00～15：10

３．開催方法
オンライン（Zoom）　※会場での開催はありません

４．内　　容
別添プログラム参照

５．参加費用
無料　※当日資料の印刷などは各自でお願いします

６．申込方法
下記 URL よりお申込みください。
申込フォーム： https://forms.office.com/r/z22FYFrZrf

７．申込時の注意事項
① 同一団体から複数名参加の場合は個別にお申込みください。
② 申込送信後に申込内容の変更やキャンセルをする場合は、下記お問合せ先までお電話でご連絡ください。
③ 送信後は回答内容を確認できません。「回答を保存する」ボタンまたは「…（その他のオプション）」→「回答の印刷」で保存をおすすめします。

▼回答送信後の画面

８．申込締切日　【 令和７年 10 月 21 日（火） 】

９．個人情報の取扱い
申込フォームにご入力いただいた個人情報は、参加者名簿作成のために使用いたします。
これらの目的以外に使用することはありません。

【問合せ・申込先】
特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構 介護サービス相談・地域づくり連絡会（担当：平良、北村）
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス４階
メール：sodanin@net.email.ne.jp　TEL：03-3266-9340　FAX：03-3266-0223

令和７年度

介護サービス相談員派遣等事業 全国説明会

旧「都道府県介護サービス相談員養成研修等事業担当者研修」「市町村介護サービス相談員派遣等事業事務局担当者研修」

予定プログラム（案）

日　　時： 令和７年 10 月 28 日（火） 14：00～15：10

開催形式： オンライン（Zoom）形式

時間	分	内容	講師（敬称略）
13:40～ 14:00		オンライン入室受付	
14:00～ 14:05	5	オリエンテーション	介護サービス相談･地域づくり連絡会 事務局
14:05～ 14:15	10	●介護サービス相談員派遣等事業の背景と意義（仮）	地域共生政策自治体連携機構 事務局長 （前厚生労働事務次官） 大島　一博
14:15～ 14:25	10	●介護サービス相談員派遣等事業について	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐 秋山　仁
14:25～ 14:40	15	●実態調査に基づく現場の声 ～市町村事務局・介護サービス相談員・派遣先事業所それぞれの視点から～	介護サービス相談･地域づくり連絡会 事務局・研究主幹 北村　肇
14:40～ 14:55	15	●事業実施自治体による活動事例① 東京都港区における活動の紹介	東京都港区社会福祉協議会 事務局担当者　種山　宗嘉
14:55～ 15:10	15	●事業実施自治体による活動事例② ○○○○における活動の紹介	市町村事務局担当者 （調整中）
15:10		閉会	

※プログラムは現在調整中のため、内容が決まり次第当会ホームページに掲載いたします。
※当日の質疑応答はいたしません。質問等がございましたら、後日メールにてお受けいたします。

【 参 考 】

介護サービス相談員派遣等事業の概要

○２０００（平成 12）年度の介護保険制度施行を契機に、介護サービスの利用が、行政による「措置」から、利用者とサービス提供事業者との「契約」に移行しました。

○これを受けて、利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に、厚生労働省によって創設されたのが、「介護サービス相談員派遣等事業」です。地域支援事業の「その他」メニューとして現在約 300 市町村で事業が行われています。

○事業実施市町村は、介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者（介護サービス相談員）の登録を行い、申出のあったサービス事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ります。現在、全国で約 2400 名の介護サービス相談員が活動しています。

○本事業は、利用者の声を現場に届け、サービス改善につなげる重要な仕組みであり、高齢者福祉政策の中でもますますその役割が期待されています。

介護サービス相談員派遣等事業の仕組み

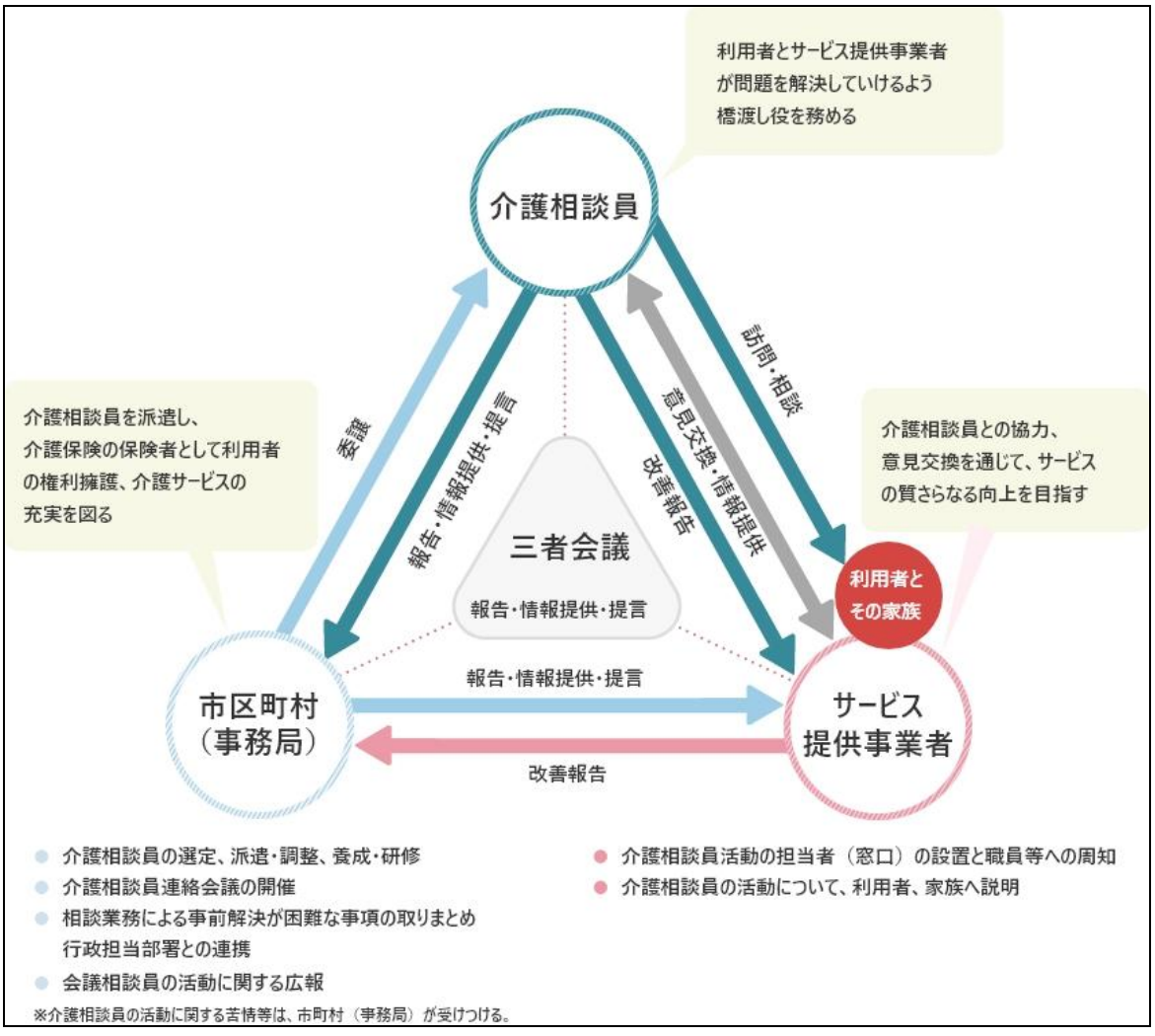

介護サービス相談員派遣等事業の主な効果

① 介護サービスの質向上

➢利用者の声なき声を第三者（介護サービス相談員）が拾い上げ、市民の目線で介護サービス提供事業所を訪問することで、事業所内だけでは気づきにくい課題が明らかになる。

➢介護サービス相談員の訪問・報告がフィードバックされ、介護サービス提供事業所のサービス改善につながる。

➢介護サービス相談員の訪問が虐待の早期発見・防止、身体拘束廃止の取り組みにつながった事業所が多数。

② 利用者や家族の安心感

➢「介護サービス相談員が見てくれている」「なんでも話を聞いてくれる」という安心感。利用者の孤独感の解消、精神的な安定につながる。

➢介護サービス提供事業所の職員に言えずに抱えていた不安を介護サービス相談員に伝えることで、利用者やその家族の不安軽減、問題解決につながる。

③ 行政の負担軽減・リスクマネジメント

➢利用者の声が行政に直接届くのではなく、まず介護サービス相談員に届くことで、自治体に苦情が集中しにくい。

➢深刻な事案が早期に把握できるので、トラブルや苦情に至る事態を未然に防ぎ解決を図ることができる。

④ 市民参加・地域づくりの推進

➢市民が介護サービス相談員として活動することで、地域福祉の担い手として活躍できる。

※出典・参照サイト

厚生労働省内サイト
介護サービス相談員、
及び介護サービス相談員
派遣等事業について

介護サービス相談･地域づくり連絡会

【問合せ】
特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構
介護サービス相談･地域づくり連絡会（担当:平良、北村）
〒162-0083 東京都新宿区市谷田町 2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス 4 階
E-Mail:sodanin@net.email.ne.jp ／ FAX:03-3266-0223 ／ TEL:03-3266-9340